

交通事故の加害者の心理的 distress と回復過程 (1)

… 質問紙法によるアプローチ …

○本多 明生・北村 康宏・仁平 義明
(東北大学大学院文学研究科)

Key words: 交通事故、加害者、被害者、心理的 distress

【 目的 】

交通事故は、誰もが加害者になりえる。先行研究は、交通事故に遭遇した者は、抑うつや不安、PTSDなどの心理的な変化が生じることを明らかにしている（例えば、Hickling & Blanmchard, 1999）。しかし、従来の研究は、交通事故の被害者を対象にしたものが多く、加害者の心理的 distress（苦悩）や事故後の回復過程を解明していない。

我々の研究の最終目的は、交通事故に遭遇した多くの人に對してより適切なサポートを行なうため、交通事故の被害者のみならず加害者の事故後の心理的過程を解明することである。本研究の手法は、交通事故内容、抑うつ、PTSDを主に検討するための質問紙、事故後の心的過程や回復の手がかりを検討するための半構造化面接と描画法から構成されていた。本報告は、主に質問紙から得られた指標の分析を行なうことにより、交通事故経験者の心理的過程を検討した。

【 方法 】

(1) 質問紙

研究者間の討議をもとに質問紙を選定あるいは作成した。質問は、①年代と性別、②日時と場所、③移動手段、④事故発生時の責任の認知（自己、他者、その他）、⑤現在の責任の認知（④と同様）、⑥警察および保険会社の責任判断、⑦交通事故による損害の程度（身体面、物質面、精神面）、⑧交通事故後の心理的反応（Drotarの受容プロセスモデルをもとに作成）、⑨改訂版出来事インパクト尺度（飛鳥井, 1999）、⑩日本版BDI-II（小嶋・古川, 2003）から構成された。⑨はPTSD、⑩は抑うつ症状を検討するための質問紙である。

なお、事故発生時における死の危険性の認知（自己、他者）、事故後の法的処罰についての項目も質問紙に含ませた。

(2) 調査対象

交通事故経験のある成人が調査対象となった。合計66名。年齢層の内訳は、20代78%、30代14%、40代以上8%であった。研究者たちの個人的ネットワークを通じて依頼、配布回収がなされた（スノーボール抽出法）。

【 結果 】

事故経験者の内訳は、加害者29名（事故責任60%が自分にあると認知）、被害者19名（責任60%が相手）、自損事故10名であった。重大事故（死亡事故等）は含まれなかった。本研究は、加害者と被害者の⑧、⑨、⑩のデータを分析した。

なお、加害者のデータは、事故発生から、平均21.79ヶ月後（SD19.51, Min=0, Max=76）のものであり、被害者のデータは、事故発生から平均29.56ヶ月後（SD24.48, Min=2, Max=92）のものであった（経過時間において有意差なし）。

⑧については、Fisherの直接法（両側検定）を用いた。⑨、⑩についてはt検定（両側検定）を用いた。

(1) 交通事故後の心理的反応（図1参照）

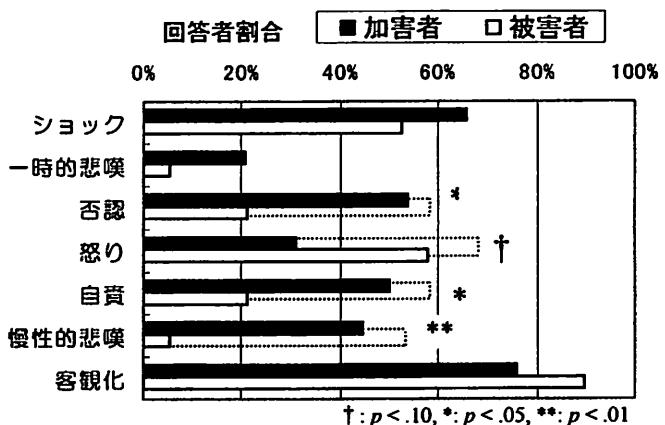


図1. 交通事故後の心理的過程の該当率

(2) 現時点での PTSD の特徴

回避項目において加害者 ($M=4.41$) が被害者 ($M=1.74$) よりも高く評定したことが示された ($p < .05$)。再体験・侵入回避項目および覚醒亢進項目では有意差は示されなかった。

(3) 現時点での抑うつの特徴

抑うつ症状（BDI-I - II 得点）は、加害者は、被害者よりもやや高かった（有意傾向）（表1参照）。罪責感項目において同様の有意傾向が示された。

表1. 現時点の加害者と被害者の抑うつの特徴

	加害者 M (SD)	被害者 M (SD)	有意水準
BDI 合計得点	12.43 (6.27)	9.16 (7.4)	n.s
認知	5.86 (3.67)	3.95 (3.75)	$p < .10$
身体・情動	6.57 (3.92)	5.21 (4.27)	n.s

【 考察 】

本研究は、交通事故経験者の事故後の心理的過程を質問紙によって検討した。その結果、軽微な交通事故では（1）加害者と被害者は、交通事故後に異なる心理的反応を示すこと、

（2）加害者が、現時点も回避症状や抑うつ症状（例えば、罪責感など）を感じていることが示唆された。

先行研究は、交通事故加害者が、回避などの症状を示すこと（藤田, 2003）、日常記憶研究では、自分に過失がある交通事故は、忘却されにくいことも報告されている（Chapman & Underwood, 2000）。本研究の知見は、軽微な交通事故においては、特に加害者が事故から約22ヶ月後の時点でも心理的 distress をかかえていることを示している。交通事故は、偶発性の高い出来事であり、加害者は、意図的に被害を及ぼそうとしたのではない。より包括的な交通事故経験者の心理的過程の変化や適切な支援法の検討も今後問題となるだろう。

(HONDA Akio, KITAMURA Yasuhiro and NIHEI Yoshiaki)